

**「宮城県男女共同参画基本計画（第4次・中間案）」に対する意見提出手続  
（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方**

令和3年2月16日

宮城県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次・中間案）」について、令和2年11月19日から令和2年12月18日までの間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、8人の方から合計21件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この基本計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

項目	御意見・御提案の内容（要旨）	宮城県の考え方
1 全体	<p>「男女共同参画」の「男女」の文言それ自体に、疎外感を覚える人がいることについて書き添えておく。</p> <p>「男女共同参画」という言葉は、これまで男性だけが主体であった社会を変えようという活動の軌跡であり、歴史と意義ある言葉であると認識している。一方で、トランスした性を生きる人、男女「どちらでもある」「どちらでもない」性を生きる人、揺らいでいる人など様々なジェンダーの人がおり、「誰も取り残さない」を目指すはずが、この枠組みの呼称それ自体によって取り残されている人がいる。そもそも、誰もが男性であること／女性であることに縛られない生き方を選べることが「男女共同参画」の最終形ではないか。このたびの計画が策定・実行され、次に見直す際には、その呼び方が「”男女”共同参画のその次」を表すものとなるよう、計画の名称それ自体についての検討も計画の中に盛り込んでいただけたらと思う。</p>	<p>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「性同一性障害」が各所で使われていることに関して、国際的に疾病としての位置づけが見直され、国内においてもこの言葉自体が使われなくなる可能性がある。すでに多くの文書で「性的指向と性自認」に包含されるものとして、使われなくなっている状況をふまえ、削除するか、脚注に位置づけの変化について特記することが必要と考える。</p>	<p>●御意見を踏まえ、16ページの第3章 1 社会全体における男女共同参画の実現【現状と課題】の（6）、18ページの第3章 1 社会全体における男女共同参画の実現【男女共同参画の推進に関する施策の方向】の（7）、23ページの第3章 3 学校教育における男女共同参画の実現【男女共同参画の推進に関する施策の方向】（3）の表現の一部を見直しました。</p>

3	1 社会 全体 にお ける 男女 共同 参画 の 実現	<p>(1)へ及び(3)ロについては、基本的な項目で、とても重要であると考え。地域のグループの支援等も含め、施策の充実をお願いする。</p>	<p>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	4	<p>(3)トについては、各関係機関との連携が必要なテーマとなるため、下線の文言を追加することを提案する。</p> <p>「…対応機能を充実させ、性別や性的指向、性自認、性同一性障害等を理由として社会的に困難な思いをしている人々からの相談を含め男女共同参画に関する相談に対し、<u>連携各機関の理解を促し情報提供しながら適切に対応します。</u>」</p>	<p>●18ページの第3章 1 社会全体における男女共同参画の実現【男女共同参画の推進に関する施策の方向】の(7)の「関係機関との連携を強化する」との表現に包含されるものと考えます。</p>
5	5	<p>パートナーシップ制度が必要。</p>	<p>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</p>
6	6	<p>性的マイノリティ問題に関連する施策の方向として、1.(3).ト.「相談体制の整備・強化」しか書かれていないが、今後5年間を見据えるのであれば、「同性パートナーシップ制度導入の検討」も加えていただきたい。相談や啓発も重要だが、同性パートナーを家族として扱う制度があれば、例えば企業の社内制度の適用の際の基準とすることができたり、周囲にふたりの関係を説明しやすくなったりと、不平等の解消や当事者の安心につながる。また、制度の存在それ自体が、多様な性のあり方を肯定するメッセージとなる。</p>	<p>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	7	<p>男女共同参画の推進の基礎は家庭にあり、という文言は家庭があることが前提であり、ひとり親、同性パートナー、あらゆる形の家族があるなかで、多様性、人権の観点から問題であり、県民から家族中心主義の思想にとらわれていると誤解を受ける恐れがある。「男女共同参画の推進は、人権にあり」に、早急に訂正すべきである。</p>	<p>●本計画は、男女共同参画実現のための施策への理解を分かりやすくするために、社会全体、家庭、学校、職場、農林水産業・商工自営業、地域、防災・復興の7つの分野に分けており、施策は分野ごとにそれぞれ単独で完結するものではなく、相互に関連し合い、男女共同参画社会の実現に影響を与えるものと考えております。</p>
8	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県の基本計画策定にあたり、「家庭における…」という項が設けられていることに、大変違和感を持ち、家庭における考え方やあり方に介入することであり、県が計画として打ち出すべきこととは思えない。</li> <li>●サポート体制そのものについて、県の施策が適切だったかを深く現状分析し、施策を設定する必要があるのではないか。</li> <li>●男女共同参画推進のために県の施策として急がれるのは、「家庭の問題」とすり替えるのではなく、根本的なところに力をいれるべき。</li> <li>●施策項目16および17について、具体的な施策や数値目標があるのかを回答いただきたい。</li> </ul>	<p>●具体的な施策や数値目標については、県では、毎年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を取りまとめて公表しております。本計画においても、社会の様々な変化に対応しつつ、今後5年間を予測しながら男女共同参画社会の実現に向け、14項目の目標指標を設定し、市町村、事業者、関係団体等と連携して取組を推進して参ります。</p> <p>●御意見の趣旨を踏まえ、20ページの第3章 2 家庭における男女共同参画の実現【基本目標】の表現の一部を</p>

9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「家庭」に違和感がある。そこまで立ち入る必要があるのか。</li> <li>「家庭」に責任を転嫁してはいけないと思う。この項目は、削除すべき。</li> </ul>	見直しました。また、その他の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画の推進の基礎」を「家庭」としていることに同意できない。「家庭」とするなら同性婚を認めるパートナーシップ制度を導入するなど、多様な家族形態を認める具体的政策を示すことが求められる。</li> <li>また、「夫婦別姓」も認めるなど、男女どちらも自立した人格として生きる姿勢を、自治体として応援する前向きな政策を打ち出していきたい。</li> </ul>	
11	<p>イ、共に築く家庭生活への支援について 夫婦が揃った家庭だけでなく、多様な家族のあり方を尊重できる環境づくりが必要であり、以下の文言を追加することを提案する。 「加えて、ひとり親家庭、同性カップルの家庭など、多様な家族の在り方についての理解を促す取組みを行います。」</p>	●様々な家族の在り方については、第3章1 社会全体の分野と合わせて、理解の促進に取り組んで参ります。
12	<p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方が明記されているのがとても良いと思う。少子化対策についても、とにかく「結婚せよ/産めよ、増やせよ」ではなく、結婚・妊娠・出産はあくまでも当人の主体的な選択によるべきであるという考えのもとで、産みたい・育てたい人が安心してそれをできるようにするという方向での施策を望む。</p>	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきますとともに関係課へ伝えます。
13	<p>3 学校 教育 に お け る 男</p> <p>(3) ハ 健康のための教育について 安全で安心な教育環境の実現には、個別支援と共に全体への理解を促すことが必要。下線部を追加することを提案する。 「また、性同一性障害や性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細かな対応を行うこと、<u>他の児童生徒に対して性的指向や性自認に関する理解を促す</u>など、安全で安心な教育環境の実現に努めます。」</p>	●御意見を踏まえ、23ページの第3章3 学校教育における男女共同参画の実現【男女共同参画の推進に関する施策の方向】(3)の表現の一部を見直しました。
14	<p>女 共 同 参 画 の 実 現</p> <p>第3章において性的指向や性自認等に関する記載があり、悩みを抱える児童・生徒に対して、学校教育の場で適切かつ細やかな対応が行われる旨が明記されていることは良いと思う。加えて、児童・生徒はその悩みを自分でも理解できなかつたり、悩んでいても周囲の大人に相談できないケースもある。 また、本人だけでなく周囲の児童・生徒の理解も大事。「悩みを抱える児童・生徒」だけでなく、あらゆる</p>	

		る児童・生徒が性的指向や性自認について知識を身につけられる教育環境の実現が重要だと思う。	
15		学校の校長先生次第で対応が違う。その違いは、子供達にとっては命にも関わる。もっと先生方への啓発、生徒に対しての性教育、適切なきめ細かな対応を行うということをお願いしたい。制服の選択など考えることはたくさんある。	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
16	4 職場における男女共同参画の実現	(3)イ 職場における女性の参画の促進について 職域において、トランスジェンダーの置かれている状況は深刻で、同性愛者等も含めSOGIハラについての対応が求められるようになっている。下線部を追加することを提案する。 「職場において、男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保することにより、女性や性的マイノリティ等が能力を十分に発揮できるよう、関係法令の理解及び遵守を促進します。」	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
17	17	職場でのセクハラやマタハラに関する記載に加え、他人の性的指向や性自認について、差別や嫌がらせを行うこともハラスメントにあたることを明記していただきたい。	●御意見の趣旨については、重要であると認識しており、24ページの第3章4職場における男女共同参画の実現【現状及び課題】(4)の表現に包含されるものと考えます。
18	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)ニに関して、「異性間・同性間にかかわらず」との文言があるのがとても良いと思う。</li> <li>・(3)イに関して、(1)ニの問題提起に対応するよう、職場における性的指向・性自認による差別の禁止や性的マイノリティ当事者への対応についても明記していただきたい。</li> </ul> <p>具体的には以下のようなものが考えられるかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用時の性的指向・性自認による差別の禁止（例えば、トランスジェンダー当事者に対し「うちの会社では対応できない」といった理由での採用拒否は不当な差別であることなど）</li> <li>・労働者についてのアウティングの禁止</li> <li>・社内制度において同性パートナーを家族として扱うことを奨励する</li> <li>・トランスジェンダーの労働者に関して、制服・更衣室・トイレ等に関する対応指針の策定・周知</li> <li>・採用・人事担当者等の学びの機会や、性的マイノリティ当事者への対応に悩んだ際の相談先に関する情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>●第3章 1 社会全体の分野と合わせて、理解の促進に取り組んで参ります。</li> </ul>
19	6 地域に	(3)ハ 高齢者、障害者、単身者等の自立支援について これらの方々の困難は孤立を避けることによって克服できるものが多く、そのためには隣人として暮ら	●28ページの第3章 6地域における男女共同参画の実現【基本目標】において、「年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関

	<p>おける男女共同参画の実現</p> <p>していることへの理解の浸透が重要。これは性的マイノリティと共通する課題。</p> <p>単元を「高齢者、障害者、単身者、<u>性的マイノリティ等の支援</u>」とし下線の文言を追加することを提案する。</p> <p>「<u>高齢者、障害者、単身者、性的マイノリティ等が、地域において経済的・社会的に自立した生活を安心して送ることができるよう、就労支援、生活環境の整備その他必要な支援・サービスの提供を進めます。また、これらの方々が地域でともに暮らす隣人であるということについて、情報提供し理解の浸透をはかりま</u>す。」</p>	<p>わらず」と記載しており、29ページの【男女共同参画の推進に関する施策の方向】(3)においても、これらが包含されると考えており、第3章1 社会全体の分野と合わせて、理解の促進に取り組んで参ります。</p>
20	<p>7 防災・復興における男女共同参画の実現</p> <p>イ 地域防災計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進について</p> <p>性的マイノリティ等、地域の孤立した方々の視点が地域防災計画に反映されるよう、下記文言を追加することを提案する。</p> <p>「<u>また、高齢者、障害者、単身者、性的マイノリティ等の見落とされがちな方々への配慮が明記されるよう、防災計画を策定していきます。</u>」</p> <p>ロ 男女共同参画の視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保について</p> <p>女性だけでなく、様々なマイノリティの視点が必要であるという教訓があり、特に性的マイノリティに関しては周知を進める必要がある。下線の文言を追加することを提案する。</p> <p>「東日本大震災を教訓として男女共同参画の視点での防災に関する意識の啓発を行うとともに、<u>高齢者、障害者、単身者、性的マイノリティ等見逃されがちな方々への視点も盛り込み、県民が安全でかつ安心して暮らせるような相談・支援体制の整備を行います。</u>」</p>	<p>●御意見を踏まえ、31ページの第3章7 防災・復興における男女共同参画の実現【男女共同参画の推進に関する施策の方向】(2)の表現の一部を見直しました。</p>
21	<p>LGBT や性的マイノリティの避難所の在り方を明記していただきたい。東日本大震災を通してみえた、男女共同参画の視点。防災に関する意識、性的マイノリティ等さまざまなマイノリティの見逃されがちな方々への視点も盛り込み、県民が安心して暮らせるようお願いする。</p>	